

関連部分	御意見	対応（案）
本編 1ページ、22行目	【本編 1ページ、22行目】今後の課題として以下のような文言を追記できないか。 「一方で、今後は人口減少が加速し、都市や農村部の経済活動が縮小するなかで、自然環境が回復していくことも予想されます。そうした中で野生動物とのすみ分けを図り、耕作放棄地などの土地利用を適切に進めていくことも必要です。」	御意見を踏まえ、次のとおり追記させていただきます。 「さらに、今後、人口減少などによる社会構造の変化も予想されることから、人と自然との関わりについて、まちづくりや土地利用のあり方といった社会環境の視点からも検討を進めていく必要があります。」
本編 16ページ、4行目	【本編 14ページ、4行目】令和12年（2030年）という文言が短い間に繰り返されており、読みづらい。	御意見を踏まえ、「令和12年（2030年）」という文言を集約し、次のとおり修正させていただきます。 「基本方針ごとに令和12年（2030年）までの中期目標を達成するため、実現している必要がある「目指すべき状態」や、取組を加速させていく必要がある「取るべき行動」を設定します。」
本編 18ページ以降	【本編 15ページ以降】基本方針の構成と記載について、階層が多いこと、記載内容が重複していることから、分かりにくくなっている。例えば基本方針1を例にすると、15ページ3～18行目の記載と16ページの四角内の説明文は統合して整理できるのではないか。また、「関連指標」がどのように記載されるのかにもよるが、「目指すべき状態」という項目の内容は基本方針の言い換えであり、割愛して、「方針」「取るべき行動」「（関連施策）」「（関連指標）」という構成はどうか。	本計画案の構造については、生物多様性国家戦略を踏まえたものとしており、基本方針の説明の後、各目標設定の背景を記載し、各目標を列記するというかたちとしており、たたき台のとおりとさせていただきます。
本編 20～21ページ	【本編 17～18ページ】野生動物とのすみ分けの事例も、ここに記載すべき。具体的には「ヒグマやエゾシカなど大型野生動物の市街地への出没を抑制するためゾーニング（すみ分け）を促進する」（現状では「保護地域」の確保や管理に関する内容がほとんど。基本方針が「土地」の適正利用・管理というタイトルであれば上記のような内容も含まれてよいのではないか。）	野生生物とのあつれきの回避については基本方針1で取り扱うこととしています。なお、本計画は本道の施策の方向性を示すものであり、鳥獣の被害の実態に応じた対策については、エゾシカやヒグマなどそれぞれの管理計画に基づき進めることとしており、個々具体的な対応策については、それぞれの計画においてお示しすることとしております。
本編 29ページ、7行目	【本編 26ページ、7行目】タイトルは「（1）道民」として「の役割」は削除してよいのではないのでしょうか。（2）から（5）も同様。	標題が「1 各主体の役割」であることから、御意見を踏まえ、「（1）道民の役割」を「（1）道民」に修正させていただきます。また、（2）から（5）までも同様に修正させていただきます。

関連部分	御意見	対応（案）
本編 30ページ、27行目	【本編 27ページ、27行目】「庁内」という言葉が唐突感があります。「北海道内の連携」でよいのではないのでしょうか。	御意見を踏まえ、「庁内の連携」を「北海道庁内の連携」に修正させていただきます。
行動計画編 4ページ、26行目	【行動計画編 4ページ、25行目】「道路敷地の緑化」というと、通常はイネ科による法面緑化がイメージされ、生態系のつながりということにはならない気がします。	「都市緑化」などと同様に、法面緑化に限らない意として使用しております。
基礎資料編 4ページ	【行動計画編 7ページ、20行目】海氷減少はオホーツク地域の水産業、観光業、生物多様性保全において大きな問題。生態系別（6）浅海域 に以下を追加できないか。 「温暖化により、オホーツク海の高い基礎生産力に寄与している海氷の面積が減少しており、海域の生物多様性の低下や水産業、観光業への悪影響が懸念されています。」	御意見を踏まえ、基礎資料編4ページの気候変動影響の箇所に、流水期間の減少と気候変動による農業や水産業への影響について記載しました。
行動計画編 8ページ、24行目	【行動計画編 8ページ、11行目】「みどり」のネットワークを形成する際に、今後はヒグマやエゾシカなどの市街地への侵入や定着を防止する観点も追記すべき。	御意見を踏まえ、次のとおり追記させていただきます。 「 <u>野生動物とのあつれきの回避にも留意しつつ、都市における緑地や公園などの「みどり」を積極的に配置し、潤いや観光、防災といった多機能性を発揮させることが重要です。</u> 」
行動計画編 9ページ、12行目	【行動計画編 9ページ、10行目】生物多様性低下の要因の例として外来種の侵入と過去の開発が挙げられているが、可能な限りの要因に対処策を講ずる必要があり、また、それらの要因について道民と共有することは重要。なお、過去に実施されたものだけでなく、現在の開発事業も影響を与えているので過去に言及しない方がよい。  「外来種の侵入や過去の開発等の様々な要因により生物多様性が損失しつつある場所は、道内の様々な地域で見られます。」を「 <u>現在・過去の開発事業等による生息環境の悪化や消失、分断化、汚染、外来種の侵入、乱獲や混獲、過剰採集、人為的な事故、生息攪乱等の様々な要因により生物多様性が損失しつつある場所は、道内各地で見られます。</u> 」に修正すべき。	御意見を踏まえ、代表的な要因を記載し、「外来種の侵入や過去の開発等」を「盗掘や外来種の侵入、開発による影響など」に修正させていただきます。

関連部分	御意見	対応（案）
行動計画編 9ページ、20行目	【行動計画編 9ページ、17行目】保護増殖は、野生動物の保全に対する表現として近年では使われなくなっていることから、「保護増殖を図る」を「適切な種（個体群）の保全をはかる」に修正すべき。	御意見を踏まえ、「保護・増殖」を「生息・生育環境の保全」に修正させていただきます。
行動計画編 9ページ、26行目	【行動計画編 9ページ、23行目】保護対策の前に、生息状況の把握が必要。保護は保全に変更、調査は生息状況の把握の手法にあたるので個別の事項により具体的に記載するのが良い。2030年までに実行すべき具体的な施策として道内の希少種の分布や生息数、生息状況について把握し、各種に対する課題を抽出して保全対策案と保全体制の構築を行うべきであることから、「希少野生動植物の保護対策の検討や調査の実施」を「希少な野生動植物の生息状況の把握および種ごとの保全対策指針の策定と実施体制の構築」に修正すべき。	御意見を踏まえ、次のとおり、施策の概要を修正させていただきます。 「希少野生動植物種の保全などを検討する有識者会議の開催や生息状況調査の実施、また、高山植物監視パトロールの実施などの保全対策を推進します。」 なお、本計画においては、施策の方向性を記載することとしており、調査研究や情報収集については、4つの基本方針全てに横断的に関係するものであることから、「横断的・基盤的な取組」において記載しています。
行動計画編 9ページ、28行目	【行動計画編 9ページ、25行目】保護増殖は、野生動物の保全に対する表現として近年では使われなくなっていることから、「保護増殖」を「適切な保全対策」に修正すべき。	御意見を踏まえ、施策の概要を「国の特別天然記念物であり、北海道の鳥に指定されているタンチョウについて、国と連携し、保護増殖事業を適切かつ効果的に実施するための越冬分布調査の実施や、生息地の分散を図るための給餌事業のあり方の検討を進めます。」に修正させていただきます。なお、法令上の用語として「保護増殖事業」と表記しております。
行動計画編 9ページ、28行目	【行動計画編 9ページ、25行目】保護増殖という表現は野生動物の保全においてあまり使わなくなっているため、個体群の適切な保全とすべき。給餌はなるべく実施しないことが今後の望ましい姿であることから、「タンチョウの保護増殖に向けた調査や給餌事業の実施」を「タンチョウの適切な個体群保全に向けた調査や保全対策事業の実施」に修正すべき。	

関連部分	御意見	対応（案）
<p>行動計画編 9ページ、31行目 10ページ、19行目</p>	<p>【行動計画編 9ページ、26～28行目 10ページ、1行目】希少種の保全とどのように結びつくのかが分かりにくい。希少種保全の施策の概要に 森林の保全についてのみが記載される点にも違和感がある。タンチョウのようにこれまで道が取組を行いある程度の保全策を把握している種以外について、具体的な保全策はここにあげなくとも良いのではないか。27行目は森林施業について書かれ、28行目も森林に言及すると、あまり変わらない内容になることから、森林を環境におきかえ「多様な生態系を有する環境を創出・保全するための取組の実施」としてはどうか。</p> <p>以上から、26行目から27行目までは削除してよいのではないか。最初の森林情報の文は既に、3すぐれた自然地域を核とした生態系の機能の保全に含まれているのでそれで良いのでは。27行目、28行目は10ページ劣化した生態系の項目に入れるのが適当。</p> <p>なお、移動した場合の28行目は、27行目と差別化するためにも森林を環境に変え、「多様な生態系を有する環境を創出・保全するための取組の実施」としてはどうか。</p>	<p>生物多様性の保全に配慮した森林施業を進めることは重要であるという観点から施策として位置付けているところです。なお、施策の概要を次のとおり修正するとともに、御意見を踏まえ、「エすぐれた自然地域を核とした生態系の機能の保全」の施策の概要にも再掲させていただきます。</p> <p>「・ 地域の特性に応じて森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる森林づくりに向け、必要な森林情報の把握・整備やそれらの情報の市町村との共有化を推進します。</p> <p>・ 道有林において、生物多様性の保全に配慮した森林施業を推進するとともに、多様な生態系を有する森林を保全するための取組を推進します。」</p>
<p>行動計画編 9ページ、39行目</p>	<p>【行動計画編 9ページ、33行目】2030年までに、あまりわかっていない外来種の分布や生息状況と問題点を把握し、問題の発生を食い止めて影響をなくすための方策を構築することが必要であることから、施策の概要に次の文を追加してはどうか。</p> <p>「・ 外来種の分布や悪影響について把握するための、全道的な調査の実施」</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり、施策の概要を修正させていただきます。</p> <p>「道内の生物多様性に著しい影響を及ぼす又はそのおそれがある外来種について、情報を収集するとともに必要な調査を実施し、有識者会議において対策の検討を進めます。」</p>
<p>行動計画 10ページ、12行目</p>	<p>【行動計画編 10ページ、1行目】修復すべき環境が、生態系タイプごとに道内のどこに、どの程度あるのかを把握することがまず必要。その上で、どこをどのように修復していくべきかを検討して、2030年以降の回復につなげることが必要であることから、施策の概要に次の項目を追加。</p> <p>「・ 再生をめざすべく損失・劣化した生態系の状況やその程度を把握するための、全道的な調査の実施」</p>	<p>生物多様性に関する取組を進める上においては根拠となる情報が必要と認識していますが、本計画においては、施策の方向性を記載することとしており、調査研究や情報収集については、4つの基本方針全てに横断的に関係するものであることから、「横断的・基盤的な取組」において記載しています。</p>

関連部分	御意見	対応（案）
<p>行動計画編 10ページ、17行目</p>	<p>【行動計画編 10ページ、9行目】すぐれた自然地域の生物相を把握し、問題点や将来構想を検討する必要があることから、施策の概要に次の項目を追加すべき。 「・優れた自然地域や保護区における生物相のリスト化と各地域の生物多様性・生態系保全上の課題の整理」</p> <p>【行動計画編 10ページ、9行目】すぐれた自然地域を核とした生態系機能の保全のためには、優れた自然地域を核とした生物多様性や生態系の維持機構について理解する必要があるため、そのための調査の実施が必要であることから、施策の概要に次の項目を追加すべき。 「・優れた自然地域の生物多様性の維持に必要な周辺の生息環境要素や生物の移動経路、核地域の環境資源を維持するために必要な他の環境との繋がりや物質循環を重点とするための調査の実施」</p>	<p>生物多様性に関する取組を進める上においては根拠となる情報が必要と認識していますが、本計画においては、施策の方向性を記載することとしており、調査研究や情報収集については、4つの基本方針全てに横断的に関係するものであることから、「横断的・基盤的な取組」において記載しています。</p>
<p>行動計画編 11ページ、43行目</p>	<p>【行動計画編 11ページ、28行目】市町村により適切に運用されているかを確認すると共に、基準の見直しを行って必要な場合は改善を図ることを追記すべき。 「・地域の実情に応じた環境への適正な配慮の観点から、市町村が促進区域を設定する際に基づく北海道の環境配慮基準を策定するとともに、その運用状況をモニタリングして適宜見直しを行う」</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり、関連する施策と概要を修正させていただきます。 「4 地域脱炭素化促進事業の促進区域の設定に関する北海道の環境配慮基準の設定及び適切な運用 ・市町村における促進区域の設定に関する北海道の環境配慮基準を設定するなど、地域の実情に応じた脱炭素化を促進します。」</p>
<p>行動計画編 11ページ、22行目</p>	<p>【行動計画編 11ページ、8行目】現行の法制度では防止不可能な行為に対する規制が必要とされる場合があることから、「2 各種開発行為に係る規制の適切な運用」の施策の概要に次の項目を追加すべき。 「・新たな条例制定等による開発事業規制による生息環境の悪化や滅失の防止」</p>	<p>「各種開発許可制度」については、必要に応じ見直しを図っていくべきものと考えていることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>
<p>行動計画編 13ページ、13行目</p>	<p>【行動計画編 12ページ、42行目】次の文章を追記してはどうか。 「また、狩猟者の高齢化と減少に伴い、対策の担い手不足が懸念され、若い人材の育成とあわせて、野生鳥獣対策に専門的に対応する人材・体制の構築が求められます。」</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり追記させていただきます。 「また、狩猟者の高齢化等に伴い、対策の担い手の確保が課題となっており、狩猟者の育成や広範な野生鳥獣対策をコーディネートする能力を有する人材の確保が必要となっています。」</p>

関連部分	御意見	対応(案)
<p>行動計画編 13ページ、34行目</p>	<p>【行動計画編 13ページ、13行目】哺乳類のみならず、海ワシやシマフクロウなどへの餌やりをなくすためにも、まずは実態の把握が必要であり、その知見に基づいて対策を講ずる必要があることから、「1 鳥獣の保護管理の適切な実施」の施策の概要に次の項目を追加すべき。 「・野生鳥獣に対する餌やりの実態把握調査及び条例制定等を含む餌付け防止対策の強化」</p>	<p>野生鳥獣に対する安易な餌付け行為に関しては、基本方針4の関連施策「1 人と動物との関係の理解及び適切な関係構築の促進」に記載しております。また、調査研究や情報収集については、4つの基本方針全てに横断的に関係するものであることから、「横断的・基盤的な取組」において記載することとしています。</p>
<p>行動計画編 13ページ、34行目</p>	<p>【行動計画編 13ページ、20行目】次の文章を追記してはどうか。 「・野生鳥獣対策に対応した専門的職員の配置の推進」</p>	<p>本計画は本道の施策の方向性を示すものであり、鳥獣の被害の実態に応じた対策の実施として、エゾシカやヒグマなどそれぞれの管理計画に基づき対策を進めることとしており、個々具体的な対応策については、それぞれの計画においてお示しすることとしております。</p>
<p>行動計画編 16ページ、30行目</p>	<p>【行動計画編 15ページ、26行目】原文の鳥獣の生息状況の監視・指導や、利用者の監視・指導は、一緒にすると意味がわかりにくいので、次のとおり修正すべき。 「・ラムサール条約登録湿地や東アジア・オーストラリア地域渡り性水鳥重要生息地における渡来種や、各国間との渡り鳥条約対象種の生息状況のモニタリングの実施と、関係国との協議を含む保全上の課題と保全対策の検討」 「・ラムサール条約登録湿地の利用状況の監視・指導の実施」</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正させていただきます。なお、外交的な取扱いについては、国が中心となって取り組むべきものと考えています。 「ラムサール条約登録湿地に係る、鳥獣の生息状況等の調査や利用者の状況の監視、利用者への指導などの取組を、国や地域の関係団体等と連携して推進します。」</p>
<p>行動計画編 17ページ、19行目</p>	<p>【行動計画編 16ページ、8行目】アンブレラ種の生息状況を把握することが第一で、その分布や個体数、保全上の課題に基づき、複数のアンブレラ種の生息環境となる流域全体の保全について検討、実行するための体制を構築することが必要なことから、「1 流域全体の生態系機能の強化」の施策の概要に次の項目を追加すべき。 「・全道の流域におけるアンブレラ種の生息状況の把握と、複数のアンブレラ種を含む広域的な流域生息環境保全に向けた対策案および実施体制の構築」</p>	<p>主なアンブレラ種については希少種に指定されていることから、希少種の保全に係る取組において進められるものと考えています。また、調査研究や情報収集については、4つの基本方針全てに横断的に関係するものであることから、「横断的・基盤的な取組」において記載することとしています。</p>
<p>行動計画編 18ページ、31行目</p>	<p>【行動計画編 17ページ、18行目】自然環境だけでなく、生物相の把握も必要であることから、施策の概要「自然公園、鳥獣保護区等の保護地域の設定区域や「生物相」及び自然環境の状況等の把握及び適正な保全・管理の推進」に修正すべき。</p>	<p>生物相については、自然環境の状況に含まれるものであることから、原案のとおりとさせていただきます。</p>

関連部分	御意見	対応（案）
行動計画編 18ページ、31行目	【行動計画編 17ページ、25行目】法令に基づき指定される保護地域を適正管理するには、そこに生息する生物種や生物多様性の動態を把握する必要があることから、「2 保護地域の管理の有効性の確保」の施策の概要 に以下の項目を追加すべき。 「・保護地域における生物多様性に関する長期的なモニタリング体制の構築」	御意見を踏まえ、次のとおり修正させていただきます。 「自然公園、鳥獣保護区等の保護地域における設定区域や自然環境の状況等の適切な把握及び適正な保全・管理を推進します。」
行動計画編 21ページ、3行目	【行動計画編 19ページ、3行目】相反（トレードオフ）に関する記述がないように思われる。気候変動対策と生物多様性保全の間のトレードオフ関係がよく生じることを示して、それを解消するための方策を立てる必要があるのではないか。	相反（トレードオフ）に関しましては、基本方針3の取るべき行動3-1の考え方の2段落目及び3段落目において、脱炭素の取組などの推進に当たっては生物多様性などへの影響を最小限にすることなど、考え方を記載しております。
行動計画編 21ページ、24行目	【行動計画編 19ページ、21行目】「このような土地の改変は本来の生態系の改変を伴う場合もあります」の後には、生態系の保全と災害対策を同時に行うための解決策を示す必要があるのではないか。	御意見の内容につきましては、基本方針3の取るべき行動1の考え方の3段落目及び4段落目において、重要な自然環境が失われることがないかについても検証し、その保全についても必要な対策をとることが重要であること、また、「生態系を活用した防災・減災」の重要性など、考え方を記載しております。
行動計画編 21ページ、36行目	【行動計画編 19ページ、31行目】「適応策として、・・・」この文章が分かりづらい。気候変動による植生遷移が進むことを人為的な管理で食い止めることが良いことなのかの説明が必要ではないか。	御指摘を踏まえ、生態系に干渉をする際の考え方について次のとおり、修正させていただきました。 「なお、適応策としては、気候変動により植生の遷移等が進む生態系について、植生保護柵の設置や特定の植物の抜去等の積極的な干渉を行うことにより変化を抑制する考え方もあります。こうした考え方により取組を実施する際には、気候変動による生態系への影響を人為的に広範に抑制することは不可能であるとの前提に立った上で、どの程度のコストを要し、どのような効果やリスクがあるか等の観点から、関係者間の合意形成を丁寧に進めていく必要があります。」
行動計画編 24ページ、40行目	【行動計画編 22ページ、15行目】今後ヒグマを計画的に捕獲する場合には、有効利用も並行して進めるべきであり、ジビエの活用の中に、エゾシカだけでなくヒグマも含めてはどうか。	本計画は本道の施策の方向性を示すものであり、鳥獣の被害の実態に応じた対策の実施として、エゾシカやヒグマなどそれぞれの管理計画に基づき対策を進めることとしております。なお、今後の個々具体的な対応策については、まずは、それぞれの計画に基づき検討されるものと考えております。

関連部分	御意見	対応（案）
行動計画編 29ページ、10行目	【行動計画編 26ページ、4行目】内容を踏まえるとタイトルは「動物とのふれあい等を通じ」よりも「動物との適切な付き合い方を通じ」のほうがよいのではないか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正させていただきます。 「4-4 動物との適切な付き合い方を通じ、生命尊重の意識醸成を図る」
行動計画編 29ページ、27行目	【行動計画編 26ページ、18行目】「生物多様性の損失」から「在来の生物多様性の損失」に表現を変更してはどうか。在来の生物が影響を受けることを問題としていることから、この表現はいかがか。	「生物多様性」は状態を示す語であると考えており、原案表記のままさせていただきます。
行動計画編 32ページ、16行目	【行動計画編 28ページ、14行目】生物多様性に関する調査研究・モニタリングの推進について、河川や海洋の魚類相を調査する環境DNAのモニタリング、陸上で最も種数の多い昆虫を対象としたモニタリングは行わないのか。南方の昆虫が北上してくる可能性が考えられる。	関連する施策「1 生物多様性に関する調査研究・モニタリングの推進」において、御意見の情報についても対応したいと考えております。

※資料作成の都合上、御意見の言い回し等は一部変更しています。